

甲状腺検査における学校での検査の現状把握について

令和2年8月31日
福島県県民健康調査課

1 目的

学校での検査が現場ではどのような流れで実施され、また、学校が甲状腺検査についてどのように認識しているのか、どのような意見を持っているのか、学校から聞き取りによる調査を行う。

2 現状把握の実施方法(案)

(1) 実施時期

9月～11月中旬

(2) 実施方法

次の4つの方法により、県担当者が全体で20校程度訪問し、調査を行う。

ア 上記実施時期に検査を行う学校

(ア) 検査を行っている日に訪問し、主として検査現場の視察を行う。

(イ) 検査を実施した後日訪問し、当日の状況も含め学校担当者から聞き取りを行う。

イ 上記実施時期に検査は行わないが、今年度検査を行う学校

検査について学校と事前打ち合わせを行う際、学校担当者から聞き取りを行う。

ウ 今年度検査を行わない学校

訪問し、学校担当者から聞き取りを行う。

3 聞き取り内容(案)

- ・ 学校が行っている諸手続き内容(検査実施前、実施中、実施後)
- ・ 検査の時間は学校の何の時間(授業)をあてているのか。
- ・ 検査実施中、検査を受診するまたは受診しない生徒については、それぞれどのように対応することとしているのか。
- ・ 検査を学校で実施することについて、生徒、保護者はどのように受け止めていると思われるか。
- ・ 検査のお知らせ文が変更されたことについて、生徒、保護者は、どのように受け止めていると思われるか。

など

学校における甲状腺検査について

○学校における検査開始の経緯

先行検査を全県域で実施するにあたり、検査を希望する方が等しく受診できる機会を確保することや、検査会場までの移動方法の問題、保護者の負担軽減等の理由により、市町村側から、学校での検査実施の意向があった。

また、市町村教育委員会からも多数の児童・生徒が学校を休んで受診した場合、授業への影響があるとの理由から、学校での実施について要請があった。

それらを受け、県と協議のうえ、平成23年11月から学校での検査を開始した。

○各関係機関への協力依頼

市町村立の小・中学校の検査については、各市町村・各市町村教育委員会を訪問し説明のうえ、承諾を得て行っている。

なお、検査にあたっては、市町村教育委員会から、学校へ協力依頼を通知していただいている。

高等学校や私立学校等については、個別に訪問し、検査について説明のうえ、承諾を得て行っている。

○検査のお知らせ送付と同意確認書兼問診票の受理

甲状腺検査の案内（同意確認書兼問診票の用紙、受診の手引き等）は、福島県立医科大学（以下「医大」）から各検査対象者へ個別に郵送し、検査に関する同意確認書兼問診票は、医大へ返送するよう案内している。

検査時点において、同意確認書が未提出の場合等で、保護者の同意の確認がとれない場合は、検査を実施していない。

○検査結果

検査結果については、医大から対象者へ直接郵送している。